

# 財団法人青森県職員厚生会寄附行為

〔昭和58年4月 1日  
制 定〕

改正 昭和60年4月 1日  
" 平成11年8月25日  
" 平成13年6月12日  
" 平成15年4月 1日  
" 平成16年4月 1日  
" 平成17年4月 1日  
" 平成18年4月 1日  
" 平成21年5月11日  
" 平成23年4月 1日

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人青森県職員厚生会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森市長島一丁目1番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青森県職員等の福利の増進を図り、もって青森県行政の能率的な運営に資するとともに青森県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青森県職員等の福利の増進に関する事業
- (2) 青森県が行う事務事業の受託
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、青森県知事の承認を得て、その一部分を処分し、またはその全部若しくはその一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その会計年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第11条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第12条 この法人の会計は、一般会計のほか、事業に必要があるときは特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 第 3 章 役 員 及 び 職 員

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理 事 19人(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監 事 2人

2 理事長は、青森県総務部長の職にある者をもって充てる。

3 副理事長は、青森県総務部人事課担当の総務部次長及び青森県職員労働組合中央執行委員長の職にある者をもって充てる。

4 常務理事は、青森県総務部人事課長をもって充てる。

5 その他の理事は次のとおりとし、理事長が委嘱する。

- (1) 青森県職員労働組合の推せんする者5人
- (2) 本庁各部等及び出納局から各1人

6 監事は、税理士又は公認会計士の中から理事長が選任する。

7 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第15条 (削除)

(役員の仕事)

第16条 理事長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常時会務に従事する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、職務を行う。

(役員の仕事)

第17条 第14条第2項から第4項までの規定により、一定の職にあることにより役員となった者の任期は、その職にある期間とする。

2 前項に規定する役員以外の役員の任期は1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員に対する報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、税理士又は公認会計士の中から選任された監事については、理事長が理事会の議決を経て別に定めるところにより報酬を支払うことができる。

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため事務局を設け必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が行う。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、別に定める。

## 第 4 章 会 員

(会員)

第20条 この法人に会員を置く。

- 2 会員の資格その他会員に関し必要な事項は別に定める。

## 第 5 章 会 議

(会議)

第21条 この法人の会議は、理事会とする。

(会議の構成)

第22条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事その他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第23条 理事会はこの寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 寄附行為に基づく規則の制定改廃
- (2) その他この法人の運営に関する重要事項

(会議の開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事の2分の1以上又は監事から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第25条 会議は、理事長が召集する。

- 2 会議を招集する場合には、会議の構成員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、あらかじめ通知しなければならない。

(会議の議長)

第26条 会議の議長は、理事長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第27条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第28条 会議の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第29条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び第31条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(専決処分)

第30条 理事長は、理事会において議決すべき事項で、緊急を要し、理事会を招集するいとまがないと認めるときは、これを専決処分することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(会議の議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第 6 章 寄 附 行 為 の 変 更 及 び 解 散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、青森県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の事業の成功の不能その他法令で定められた事由によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、青森県知事の承認があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、青森県知事の許可を得て、青森県又はこの法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 7 章 雑 則

(委任)

第34条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、青森県知事の設立の許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項から第6項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず昭和59年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。
- 5 この法人は、昭和27年4月1日設立された青森県職員厚生会の有する権利、義務一切を継承する。
- 6 この法人設立の際、現に青森県職員厚生会の会員である者については、引き続きこの法人の会員になるものとする。
- 7 この法人設立の際、現に青森県職員厚生会の職員である者については、引き続きこの法人の職員になるものとする。

附 則

この寄附行為は、青森県知事の認可があった日から施行する。